

# 武蔵野ジュニアジャズアンサンブル会則

## (名称)

第1条 本団体の名称は、「武蔵野ジュニアジャズアンサンブル」という。

## (事務所および主な活動場所)

第2条 本団体の事務所および主な活動場所を、武蔵野市立第三中学校多目的室とする。

## (目的)

第3条 本団体は、吹奏楽・ジャズについて学び、団体相互の吹奏楽の向上と親睦をはかることおよび青少年の健全育成を目的とする。

## (事業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を継続的に行う。

1. 毎週1回演奏練習をする。時間は日曜日の午後6時から9時まで。
2. 成果発表のため、各種演奏会、コンクールなどに団員の意思で参加する。

## (会員)

第5条 会員の対象は、本団体の目的に賛同する、市内在住の中高生を中心とする。

## (役員)

第6条 本団体に次の役員を置く。

1. 役員（団体の保護者）3ないし4名。（会計1を含む）

## (任期)

第7条 役員任期は一年とする。ただし再選は妨げない。

## (会費)

第8条 会費

1. 会費は1期3ヶ月分(4月・7月・10月・1月の年4回)で、12,000円（月4,000円）を会計に収める。
2. 会費は、楽器運搬・講師料・楽器のオーバーホール代等に充てられる。
3. 期の途中で休会・退会の場合、月割りで返金。

## (休会・退会)

第9条 速やかに役員まで連絡し、所定の用紙にて提出する。

2015年3月20日